

佐賀市事業承継支援事業費補助金

中小企業の円滑な事業承継を支援します！



事業承継 補助金



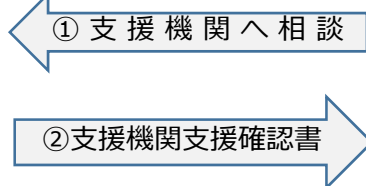
	(1) 専門家委託経費補助	(2) 前経営者人件費補助
対象事業	事業承継業務を専門家に委託する事業 (親族承継、社員承継、M&A)	事業承継後に、譲受企業が譲渡企業の経営者だった者を雇用し、知的資産の引継ぎを行う事業
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・初期診断、課題分析、コンサルティング ・株価など企業価値算定 ・事業承継 (M & A) 計画作成 ・M&A仲介手数料、着手金 ・デューデリジェンス費用 など ※通常の顧問料、成功報酬、消費税等などは対象外	譲渡企業の経営者だった者に支給する人件費 (基本給に限る) ※役員報酬は対象外 ※個人事業主の場合、本人と生計を一にする三親等以内の親族の人件費は対象外
補助率	1/2	1/2
上限額	30万円	30万円 (10万円×3月)
対象者	佐賀市内で事業を営む中小企業のうち、市内に本社又は住所を有する者	
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・支援機関からの支援を受けていること (支援機関は下記参照) ・他団体から同様の補助金を受けていないこと ・市税を滞納していないこと など 	

支援機関 中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関であって市内に事務所又は事業所を有するもの、佐賀県事業引継ぎ支援センター、(株)日本政策金融公庫佐賀支店

補助金交付までの流れ

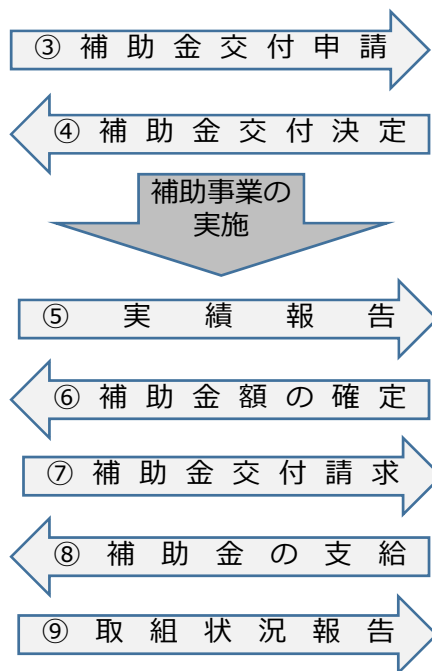
予算が無くなり次第終了します。

支援機関



- ・交付決定前の事業着手に係る経費は対象となりません。
- ・(1)と(2)の2事業を実施する場合の補助上限額は50万円です。
- ・補助事業は年度内に完了し実績報告書を提出していただきます。
- ・(1)の事業において、最終合意契約に至らない場合は、補助事業年度以降3年間は取組状況報告書を提出していただきます。

補助事業者



佐賀市

- 本補助金の詳細は、佐賀市ホームページをご確認ください。
 - 交付申請及び実績報告等の提出書類は、佐賀市ホームページからダウンロードできます。
- [問い合わせ] 佐賀市経済部商業振興課 金融・労政係 ☎0952-40-7102